



栃地労審発第1号
令和8年2月4日

栃木労働局長
川口秀人 殿

栃木地方労働審議会
会長 加藤弘二

栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年11月26日付け栃労発基1126第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねたところ別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

栃木県電気機械器具製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
コネクタ	差し(電線の端末に取付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 57 銭

4 効力発生の日 (予定)

令和8年4月20日